

掲示用

2021年度 助成・補助事業一覧

(令和3年度)

令和3年 9月1日現在

令和3年9月24日更新

全日本トラック協会・国等の交通事故防止・環境対策関係

助成・補助事業		全 ト 協	国 交 省 等
衝突被害軽減ブレーキ等 A S V	予 算		事故防止対策支援推進事業総予算：8.53億円の内数
	対象機器・装置		①衝突被害軽減ブレーキ（車両総重量 3.5t 超 20t 以下のトラックへ装着されるもの） ②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置（車両総重量 3.5t 超 20t 以下のトラックへ装着されるもの） ③車両安定性制御装置（車両総重量 3.5t 超 20t 以下のトラックへ装着されるもの） ④ドライバー異常時対応システム（トラック【トラクタ含む】へ装着されるもの） ⑤先進ライト（車両総重量 3.5t 超のトラック【13t 超トラクタ含む】へ装着されるもの） ⑥側方衝突警報装置（車両総重量 3.5t 超のトラック【トラクタ含む】へ装着されるもの）
	助成金額		取得費用の 1/2（1車両当たり上限：①③④⑤10万円、②⑥5万円、①～⑥合わせて15万円） ②の装置のうち、同一車両に複数装置を装着する場合は、最も金額の高い装置に対してのみ補助。
	申請期間		令和3年8月2日～令和3年11月30日（令和3年4月1日以降に購入〔新車新規登録〕した車両が対象）
	その他条件等		中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援」
デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー	予 算		事故防止対策支援推進事業総予算：8.53億円の内数
	対象機器・装置		①国土交通大臣が認定したデジタル式運行記録計 ②映像記録型ドライブレコーダー ③一体型のデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー
	助成金額		① デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台当たり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台当たり上限10万円) ② ドライブレコーダー 車載器本体 1/3 (1台当たり上限2万円) 事業所用機器 1/3 (1台当たり上限3万円) ③ 一体型 車載器本体 1/3(1台当たり上限5万円) 事業所用機器 1/3(1台当たり上限1.3万円) 1事業者あたり上限：80万円
	申請期間		1次募集：令和3年8月16日～令和3年9月17日 2次募集：令和3年10月4日～令和3年11月30日 （いずれも令和3年4月1日以降導入機器が対象）
	その他条件等		中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限り）が設置されている、又は設置されていた自動車を除く 補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」
安全装置	予 算	2億円	事故防止対策支援推進事業総予算：8.53億円の内数
	対象機器・装置		①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置（車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に装着した場合に限る） ③呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 ④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク認定事業所に限る）
	助成金額		取得費用の 1/2 （1事業者当たり上限：80万円）※一部の機器に1台当たりの上限あり
	申請期間		令和3年8月16日～令和3年11月30日 （令和3年4月1日以降導入機器が対象）
	その他条件等		中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」
安全教育訓練	予 算	8千万円	事故防止対策支援推進事業総予算：8.53億円の内数
	対 象		ドライバー等に対する安全教育訓練で、全ト協が指定する研修
	助成金額		【一般研修】1万円 【特別研修】受講料の7割を助成（Gマーク認定事業所のドライバー等が受講する場合は全額助成）
	申請期間		各都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい
	その他条件等		費用の 1/3 （1事業者当たり上限100万円） 2次募集令和3年10月4日～令和3年11月30日 中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」
S A S スクリーニング検査 （睡眠時無呼吸症候群）	予 算	1億円	
	対象の検査		S A Sスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査および第2次検査
	助成金額		・第1次検査の半額（上限500円/人） ・第2次検査の半額（上限2,000円/人） ・第1次および第2次検査を同時に行う場合は、合計費用の半額（上限2,500円/人）
	申請期間		各都道府県トラック協会にお問い合わせください
	その他条件等		
血圧計	予 算	1億円	
	対象機器		管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）
	助成金額		取得価格の 1/2 以内、上限5万円
	申請期間		各都道府県トラック協会にお問い合わせください
	その他条件等		中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）

助成・補助事業		全 ト 協	国 交 省 等
環境対応車（CNGトラック・ハイブリッドトラック）	予 算	2億円	(国交省) 自動車環境総合改善対策費補助金事業：4.7億円の内数
	助成対象車両	① CNGトラック ② ハイブリッドトラック	同左（ただし、大型CNGトラック・大型ハイブリッドトラックは「電気トラック・大型天然ガストラック・大型ハイブリッドトラック」の欄を参照）
	新車導入	CNGトラック（通常車両価格との差額の1/6） 最大積載量（減トン前）4t未満：12万2千円（価格差73万円） 最大積載量（減トン前）4t以上：45万9千円（価格差275万円） 車両総重量25tクラスの大型：100万円（定額） ハイブリッドトラック（通常車両価格との差額の1/8） 最大積載量（減トン前）4t未満：9万7千円（価格差77万円） 最大積載量（減トン前）4t以上：33万5千円（価格差268万円） 車両総重量25tクラスの大型：30万円（定額）	新車導入 CNGトラック（通常車両価格との差額の1/3） 最大積載量（減トン前）4t未満：24万3千円（価格差73万円） 最大積載量（減トン前）4t以上：91万6千円（価格差275万円） ハイブリッドトラック（通常車両価格との差額の1/3） 最大積載量（減トン前）4t未満：25万6千円（価格差77万円） 最大積載量（減トン前）4t以上：89万3千円（価格差268万円）
	使用過程車両改造	CNG改造車で、2tクラス、4tクラスとも10万円 大型CNG改造車は対象外	使用過程車両改造 CNG改造車で、改造費（価格差と同額）の1/3以内 最大積載量（減トン前）4t未満：24万3千円（価格差73万円） 最大積載量（減トン前）4t以上：91万6千円（価格差275万円）
	申請期間	各都道府県トラック協会にお問い合わせください	交付予定申請 令和3年9月1日～令和3年9月17日 通常申請 令和3年11月1日～令和3年11月30日 （令和4年1月1日～令和4年3月31日に登録の車両） 本申請 実績申請 登録後30日以内（令和3年4月1日～令和3年12月31日に登録の車両）但し、令和3年10月31日までに登録した車両はすべて令和3年11月30日までに申請
低炭素型ディーゼルトラック	予 算		(国交省・環境省連携) 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業：28億円 ※補助金執行団体：一般財団法人環境優良車普及機構
	助成対象車両		低炭素型ディーゼルトラック（車両総重量3.5t超のディーゼルトラックのうち、指定の燃費基準および排ガス基準を満たすもの）
	助成金額		低炭素型ディーゼルトラック（大型：GVW12t超、中型：GVW7.5t超12t以下、小型：GVW3.5t超7.5t以下） ・廃車ありの場合：大型75万円又は50万円※、中型42万円、小型15万円 ・廃車なしの場合：大型50万円又は37.5万円※、中型28万円、小型10万円 ※燃費基準達成レベルによる
	申請期間		令和3年5月28日～令和4年1月31日
	その他条件		・令和3年4月1日～令和4年1月31日の間に新車新規登録が完了するもの ・中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） ・1事業者当たり2台の申請 ・当該年度およびその後1年の二酸化炭素排出削減量および燃費改善効果の報告など ・廃車ありの場合、廃車車両（平成22年度以前に初度登録の事業用トラックで、現在使用され、又は直近まで使用していた車両）が、新規導入車両と同区分以上であること 他 ・リースによる導入も可
支援機器 アイドリングストップ 大型ハイブリッドトラック	予 算	5千万円	
	対象機器	① エアヒータ ② 車載バッテリー式冷房装置	
	助成金額		機器の取得価格の 1/2 以内（上限6万円）
	申請期間		各都道府県トラック協会にお問い合わせください
	その他条件		
電気トラック・大型天然ガストラック	予 算		(国交省・環境省連携) 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業：7.5億円の内数 ※補助金執行団体：公益財団法人日本自動車輸送技術協会
	助成対象車両		① 電気トラック（車両総重量2.5t超） ② 大型天然ガストラック（車両総重量12t超） ③ 大型ハイブリッドトラック（車両総重量12t超）
	助成金額		① 電気トラック：通常車両価格との差額の2/3 ② 大型天然ガストラック：通常車両価格との差額の1/2 ③ 大型ハイブリッドトラック：通常車両価格との差額の1/2
	申請期間		通常申請 令和3年7月1日～令和4年1月31日 実績申請 令和3年4月1日～令和4年1月31日
	その他条件		・令和3年4月1日～令和4年3月4日の間（導入後申請は令和4年1月31日まで）に新車新規登録が完了するもの。 ・当該年度およびその後1年の二酸化炭素排出削減量および燃費改善効果の報告などが要件 ・対象となる車両型式は執行団体が公表するものに限る ・リースによる導入も可

※全ト協の助成事業については、各都道府県トラック協会の交付限度額に達している場合は、その時点で当該トラック協会の申請は終了しておりますことをご了承ください。



全ト協助成制度ホームページ

注1：車両および機器に対する助成事業・補助事業は、リースも可（血圧計は除く）。

注2：リースの場合、国等の補助事業は貨物自動車運送事業者が車両及び機器を貸し渡す自動車リース事業者が申請者。全ト協助成事業については、リースであっても貨物自動車運送事業者が申請者。

注3：全ト協の助成事業の内容については、全ト協交通・環境部 ☎03-3354-1045) までお問い合わせください。なお、申し込み詳細については、所属する各都道府県トラック協会までお問い合わせください。

注4：国交省等の補助金の詳細については、全ト協ホームページの「助成制度」に各補助金のリンクを掲載しておりますのでご覧ください。